		(契約番号) 2020001050	
	件名等	南相馬市乾燥調製施設整備事業(小高区蛯沢)建設工事監理業務委託	
契	履行場所	南相馬市小高区蛯沢字藤沼地内	
約	種 類	業務委託	
内		監理業務 乾燥調製施設(ライスセンター) 建設工事 一式	
容	概要	・乾燥調製施設棟 S造 平屋建て A=630.0㎡ ・製品置場棟 S造 平屋建て A=300.0㎡ ・籾殻保管庫棟 S造 2階建て A=378.0㎡ 乾燥機械設備工事 一式 建物登記料 一式 建築確認完了検査手数料 一式	
相	名 称	有限会社真島・建築設計事務所	
手		代表取締役 真島 祐雄	
方	所在地	福島県 本宮市 本宮字大町1番地13	
	地方自治	法施行令第167条の2第1項	
		その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
根	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を 受ける契約	
拠	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
規	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
定	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき 	
		時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
		競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき 	
	_	落札者が契約を締結しないとき	
随	本業務事にかた	に記入すること】 務は、南相馬市乾燥調製施設整備事業(小高区蛯沢)建設工事の工事監理業務である。当該業者は当該工いる設計業務を行っており、対象施設の設計内容を熟知している。 こめ、より的確かつ迅速な監理業務を行うことが出来るのは当該業者のみであることから随意契約するも	
意	0, 0, 0, 0, 0	νο.	
契			
約			
理			
由			
の			
説			
明			
エ	工事等担当課名 〔 経済部農政課 〕		

		(契約番号) 2021000255	
	件名等	小高水道施設除草業務委託	
契	履行場所	南相馬市小高区吉名字岩屋堂 地内外	
 約	種 類	業務委託	
,,,,		水道施設除草 3回(樹木剪定作業含む)	
内			
	概要		
容			
相	名 称	南相馬市復興事業協同組合	
手	代表者	理事長 石川 俊幸	
方	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町四丁目 4 3 番地 1	
	地方自治	- 法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
根	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を 受ける契約	
拠	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
規	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
 定	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき	
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	□ 8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき	
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき	
	【具体的	に記入すること】	
	本業務委	を託は、水道施設環境を維持し円滑な運用を図るため、施設の除草・樹木剪定を実施するものである。	
		€員の確保が困難な状況の中で、南相馬市復興事業協同組合は30社が加入し、作業員の確保が出来ること -市内全域の水道施設等状況を把握しており、市からの業務に充分対応出来ること等、本業務を遂行出来	
随		当該組合のみであるため随意契約とするものである。	
意			
契			
約			
理			
由			
の			
説			
明			
1 21			
I	工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

		(契約番号) 2021000263		
	件 名 等	農業用水利施設等除草(小高区)業務委託		
契	履行場所	南相馬市小高区区内一円		
約	種 類	業務委託		
"		草刈り業務 A=231,584㎡		
内		農道 26,175m×3m×2回 A=157,050㎡ 農業用用水施設(頭首工、ため池、揚水機場) A=74,534㎡		
容	概 要			
-				
相	名 称	南相馬市復興事業協同組合		
手	代表者	理事長 石川 俊幸		
方	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町四丁目 4 3 番地 1		
	地方自治	法施行令第167条の2第1項		
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの		
根	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を 受ける契約		
拠	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ		
規	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
定		競争入札に付することが不利と認められるとき		
		時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
		競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき		
		落札者が契約を締結しないとき 		
	【共体的	に記入すること】		
		緊委託は、主に機械による農道等の除草を行うものである。現在作業員の確保が困難な中で南相馬市復興 同組合には30社が加入し作業員の確保ができている。また、市内全域の農道等の状況を把握しており、市		
随		義務を遂行できるのは当該組合のみであるため随意契約とする。		
意				
契				
約				
理				
曲				
。 の				
説				
明				
195				
エ	工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕			

		(契約番号) 2021000267
	件名等 	大谷浄水場PAC『苛性ソーダ注入機保守点検業務委託
契	履行場所	南相馬市原町区大谷字西山地内
約	種 類	業務委託
,,,,,		【PAC・苛性ソーダ注入機保守点検業務】
内		P A C注入機 3 台 苛性ソーダ注入機 3 台
	 概 要	
容		
相	名 称	日機装株式会社 東日本支社 北日本営業グループ
手	代表者	リーダー 工藤 晃久
方	所在地	宮城県 仙台市 青葉区一番町3-7-23明治安田生命仙台一番町ビル5階
	地方自治	- 法施行令第167条の2第1項
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
根	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を 受ける契約
拠	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
規	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
定	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	口 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
	【具体的	に記入すること】
	本業務	8は、PAC・苛性ソーダ注入機の分解・清掃及び劣化部品の交換を行い、本装置の機能を維持し円滑に
		せるためのものである。 対象機器は当該業者の製品であり、点検にはメーカー独自の技術力が必要であることから、当該業者と随
随		する。 である。
意		
契		
約		
理		
由		
の		
説		
明		
I	事等担当課	名 〔 建設部水道課 〕

		·	
		(契約番号) 2021000273	
	件名等	林道除草(小高区)業務委託	
契	履行場所	南相馬市小高区飯崎地内外	
 約	種 類	業務委託	
ניה		除草業務(3路線)	
内		│ 延長 L= 3, 058. 4m │ 除草 A=18, 350. 4m	
	概要		
容			
相	名 称	南相馬市復興事業協同組合	
手		理事長 石川 俊幸	
方	所在地	南相馬市 原町区橋本町四丁目 4 3 番地 1	
	地方自治	法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
根	口 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を 受ける契約	
拠	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
規	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
定	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき	
	口 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	□ 8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき	
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき	
	【具体的	に記入すること】	
		Eは、主に機械による林道の除草を行うものであり、現在作業員の確保が困難な中で、南相馬市復興事業	
		stは数多くの市内業者で構成されており、作業員の確保ができること、また、市内全域の林道状況を把握 J、市からの業務に十分対応できることなど、本業務を遂行できるのは当該組合のみであるため随意契約	
随	とする。		
意			
契			
約			
理			
由			
の			
説			
明			
エ	工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

		(契約番号) 2021000274	
	件 名 等	牛越浄水場外薬品注入設備保守点検業務委託	
契	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外	
約	種 類	業務委託	
		薬品注入設備保守点検業務	
内		・次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプ 15台・PAC注入ポンプ 5台	
容	概 要		
_			
相	名 称	株式会社ウォーターテック 北日本支店	
手	代表者		
方	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡二丁目2番10号	
		法施行令第167条の2第1項 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	■ 2号	での性質又は日的が競争人れに適さないもの 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を	
根	口の方	障害有施設等により要作された物品の負人れ、ジルバー人材センダー及び母子福祉団体がらの技術の提供を 受ける契約	
拠	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
規	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
定	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき	
	口 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	□ 8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき	
		落札者が契約を締結しないとき 	
	【具体的	に記入すること】	
		は、薬品注入設備(次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプ及びPAC注入ポンプ)の保守点検業務を行うもので	
随		原検対象機器はすべて当該業者の製品であり、点検にはメーカーの技術力が必要であることから、当該業 原契約とするものである。	
意			
契			
約			
理			
由			
の			
説			
明			
	■ 単字 中 业 ===	夕(一、净砂如水送钾))	
▎┸▝	工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

		(契約番号) 2021000282	
	件 名 等	水道施設電気計装機器保守点検(その2)業務委託	
契	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外	
 約	種 類	業務委託	
		・水道施設電気計装保守点検 原町水道事業 実施機器 23台	
内		小高簡易水道事業 実施機器 39台	
容	概 要		
_			
相	名 称	株式会社日立製作所 東北支社	
手	代表者	支社長 成田 新	
方	所在地	宮城県 仙台市 青葉区一番町四丁目1番25号	
	地方自治	法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
根	口 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を 受ける契約	
拠	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
規		緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
定	_	競争入札に付することが不利と認められるとき	
		時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
		競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき	
		落札者が契約を締結しないとき r==3.3 + 3.5 k.1	
	【共体的	に記入すること】	
		いまでは、施設内の計装機器の機能を維持し、円滑に稼働させるために行うものである。 な機器は日立製のものであり、保守点検の実施にはメーカー独自の技術力が必要であることから、当該業	
 随		製約するものである。	
意			
契			
))約			
理			
曲			
の			
説			
明			
I	工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

		/ 		
	<i>叶 夕 笙</i>	(契約番号) 2021000293		
	T 12 17	減圧弁保守点検業務委託		
契	履行場所	南相馬市原町区本陣前二丁目地内外		
 約	種 類	業務委託		
ניה		減圧弁保守点検業務 一式		
内		内部点検及び調整 N=4基 外部点検及び調整 N=12基		
	 概 要	/ II/ MIX		
容	W. Q			
相	名 称	株式会社森田鉄工所 東京営業支店		
手	代表者	支店長 奥村 一志		
方	所在地	東京都 千代田区 岩本町1丁目8番15号		
	地方自治	 法施行令第167条の2第1項		
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの		
根	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を 受ける契約		
拠	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ		
規	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
定	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき		
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	□ 8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき		
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき		
	【具体的	に記入すること】		
	 既存の格	&械(減圧弁)については、当該業者の製品であり、保守点検の実施にあたっては、独自の技術力が必要		
 随	となるため、他の業者での実施は困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に より随意契約とするもの			
意				
契 				
理				
曲				
_ の				
 説				
明				
1973				
I.	 工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕			
	TO SECURE AND ADDRESS OF THE SECURE OF THE S			

		(契約番号) 2021000338	
	件 名 等		
		及朱尔特他战争体上再工争术《南伯····································	
契	履行場所	南相馬市原町区馬場字横川地内外	
 約	種 類	業務委託	
""		発注者支援業務 1式	
内		│ 発注者支援	
	概要	業務作業 1式	
容	100 9	委託管理 2池 監督員補助 79日	
		旅費交通費 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1	
相	名 称	福島県土地改良事業団体連合会	
手	代表者	会長 車田 次夫	
方	所在地	福島県福島市南中央三丁目36番地	
	地方自治	法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
根	口 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を 受ける契約	
拠	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
規	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
定	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき	
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	□ 8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき	
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき	
	【具体的	に記入すること】	
	当該第	(者は、福島県内のため池の特性・状況等について見識があり、「ため池放射性物質対策技術マニュアル	
		Eにおいても携わっており、対策工の技術的見識のある業者である。 こおいても平成27年度以降から、すべての詳細調査を実施しした業者であることから、ため池について	
随		- のいても十成2/千度以降がら、すべての詳細調査を実施しした業有であることがら、だめ心について - ており、対策工の発注者支援を行う業者として最も効率的に業務を行うことができるため当該業者と随	
意	意契約を	そ行うもの。	
契			
約			
理			
由			
の			
説			
明			
エ	工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

		·
		(契約番号) 2021000340
	件名等	帰還再生加速 市道等除草業務委託
契	履行場所	南相馬市原町区小浜地内外
 約	種 類	業務委託
"-5		除草業務 原町区25路線 小高区48路線
内		草刈り 90, 161.3m 除草 540,967.8m2
容	概要	
127		
	<i>b</i> 14-	 南相馬市復興事業協同組合
相	名 称	
手 .		理事長の石川の俊幸
方	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町四丁目 4 3 番地 1
	地方自治	法施行令第167条の2第1項
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
根	口 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を 受ける契約
拠	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
規	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
定	口 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	_	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
		競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
		落札者が契約を締結しないとき
随	本委託は 興事業協	に記入すること】 は、主に機械による市道等の除草を行うものであり、現在作業員の確保が困難な状況の中で、南相馬市復 協同組合は30社が加入し、作業員の確保が出来ることと、また市内全域の市道等の状況を把握しており らの業務に充分対応出来ることなど、本業務を遂行出来るのは、当該業者のみであるため随意契約とする 5る。
意		
契		
約		
理		
由		
の		
説		
明		
エ	事等担当課	名 〔 建設部土木課 〕